

R3年度「岡山県新型コロナウイルス感染症に係る医療従事者危険手当補助金」Q & A

問1 補助対象となる医療機関は、どのようなところですか。

- (答) 次の2つの要件を全て満たす医療機関が補助対象となります。
- ①県からの要請を受けて、新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れている県内の医療機関であること。
 - ②新型コロナウイルス感染症患者の身体に直接接触する業務を行う医療従事者に特別な手当（危険手当）を支給している医療機関であること。

補助金の申請は、医療機関の設置者が行うこととなります。
医療機関の設置者について、民間・公立等の別はありません。

問2 補助対象となる業務は、どのようなものですか。

- (答) 検査により新型コロナウイルスが検出されて入院した患者の身体に直接接触する業務が補助対象になります。(例：診察、看護、検査等)
患者の身体に直接接触しないで行う業務は補助対象になりません。
勤務状況について後日確認できるように、診療日誌や勤務シフト表等の記録を残しておいてください。

問3 補助対象となる医療従事者は、どのような職員ですか。

- (答) 入院した新型コロナウイルス感染症患者の身体に直接接触する業務を行う職員になります。
医療機関が直接雇用し、危険手当を支給する職員であれば、常勤・非常勤の別はありません。

問4 補助対象となるのは、いつからいつまでに実施した業務ですか。

- (答) 令和3年2月1日以降に実施し、医療機関が令和3年4月1日以降に手当を支給した業務から補助対象となります。
予算の範囲内において補助を行いますので、終期については、今後の状況に応じて判断することになります。

問5 接触者外来で対応した患者が陽性だった場合は、補助対象となりますか。

- (答) 補助対象となる医療機関は、県の要請を受けて、新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れた医療機関であるため、それ以外の医療機関は補助対象にはなりません。

問6 交付申請手続は、どのように行うのですか。

- (答) 交付申請手続は、支給した危険手当の実績により行います。
県で内容を審査のうえ、補助金の交付決定及び額の確定を通知しますので、確定通知後に請求書を提出してください。

問 7 補助金額の算出は、どのようにするのですか。

(答) 医療機関が職員に支給した危険手当の額について補助率10/10で補助します。
補助基準額は、1人につき、1日4,000円が上限となります。
手当単価(日額) × 従事人数 × 従事日数 により算出してください。

【例1】手当日額3,000円で、10人の職員が15日間従事
 $3,000円/日 \times 10人 \times 15日 = 450,000円 \Rightarrow$ 支給額全額が補助金額

【例2】手当日額5,000円で、10人の職員が15日間従事
 $5,000円/日 \times 10人 \times 15日 = 750,000円$

* 補助基準額の上限は4,000円/日のため、補助金額は次のとおり。
 $4,000円/日 \times 10人 \times 15日 = 600,000円 \Rightarrow$ 補助金額
超過分(150,000円)は医療機関の負担となります。

問 8 補助金を受けるために、新たに「危険手当規程」を定める必要はありますか。

(答) 新たに別の規程を定める必要はありません。
入院した新型コロナウイルス感染症患者の身体に直接接触する業務に従事した職員に支給する手当であれば、手当の名称に関わらず補助対象となります。

問 9 補助対象業務に従事していた職員に、4月から特殊勤務手当(日額300円)を支給していましたが、給与規程を改正し、日額4,000円で4月に遡及して追給した場合も補助対象となりますか。

(答) 令和3年2月1日以降に実施し、医療機関が令和3年4月1日以降に支給した手当であれば、補助対象となります。